

令和4年 1月31日

教育保育施設等施設長及び保護者 各位

石垣市長 中山 義 隆  
〔公 印 省 略〕

新型コロナウイルス感染急拡大の対応及び沖縄県まん延防止等重点措置延長について（通知）

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

今般、濃厚接触者の対応等について、国より令和4年1月28日付け事務連絡にて通知が発出されていることを受け、本市においても新型コロナウイルス感染症の対応を下記のとおりとしますので、お知らせいたします。（詳細については別添の通知書をご確認ください。）

また、沖縄県まん延防止等重点措置が延長されたことに伴い、令和4年1月7日付けで通知しておりました対処方針の適用期間を令和4年2月20日まで延長いたします。

#### 記

#### 1 PCR 検査について

速やかに検査が受けられるよう保健所の指示に従って下さい。

#### 2 濃厚接触者等の待機期間について（詳細は別紙「濃厚接触者の待機期間の考え方」）

##### ①全ての濃厚接触者（保育施設においては園児及び保育従事者）

待機期間（不要不急の外出自粛）は陽性者との最終接触日から翌日を1日目として、7日目までとして、8日目に解除を可能とする。ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行うこと。

##### ②社会機能維持者である濃厚接触者（保育施設においては保育従事者）

保育従事者は4日目及び5日目に医療用の抗原検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除を可能とする。ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行うこと。

##### ③無症状患者（無症状病原体保有者） ※PCR 検査で陽性者と特定されるが無症状

検体接種日を0日目として、7日間経過をした場合に療養解除（勤務・登園）を可能とする。ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行うこと。

#### 3 沖縄県まん延防止等重点措置の延長について

①適用期間 令和4年1月9日（日）から~~1月31日（月）~~ 2月20日（日）

②対処方針 令和4年1月7日付け通知で示した対処方針を継続いたします。